

一般社団法人ニホンザル管理協会 準会員規定

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人ニホンザル管理協会（以下「当法人」という）の定款に基づき、準会員の入会、会費、資格の喪失等に関する事項を定めることにより、円滑かつ公正な会員運営を行うことを目的とする。

(準会員の定義)

第2条

準会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人が主催する研修会・セミナー・ワークショップ等において、運営補助・ファシリテーション等の活動を通じて事業をサポートする個人または団体をいう。準会員には法人の議決権は付与されない。

(準会員の区分)

第3条

準会員は以下の2区分とする。

個人：当法人が開催する「サル対策集中セミナー」を受講する等、ニホンザル管理に関する基本的な知識を有し、当法人の活動に協力可能な個人

団体：上記に準じた知識・技術・実務経験を有し、当法人の活動に協力可能な団体

(会費)

第4条

準会員に対しては、入会金および年会費を徴収しない。

(活動および報酬)

第5条

準会員は、当法人の指示のもとに補助業務に従事し、その対価として報酬を受け取ることができる。報酬の支払条件・契約形態等については、個別に定める契約書等によって決定する。

(入会手続)

第6条

準会員としての入会を希望する者は、所定の申込書を提出するものとし、理事の過半数の承認をもって入会を認める。入会承認後に、当法人との活動を開始できるものとする。

(退会)

第7条

準会員は、退会届を当法人に提出することで任意に退会することができる。

(資格喪失)

第 8 条

以下に該当する場合、準会員の資格を喪失する。

1. 本人から退会の意思表示があったとき
2. 準会員が死亡したとき、または団体として解散したとき
3. 当法人の活動に重大な支障が生じたと認められるとき
4. 除名相当の事由があり、社員総会で決議されたとき（定款第 9 条第 2 項に基づく）

(免責および損害賠償)

第 9 条

当法人は、会員間の紛争または会員による行為に起因する損害について、一切の責任を負わないものとする。会員が当法人に損害を与えた場合、当法人はその賠償を請求できるものとする。

(規定の改廃)

第 10 条

この規定の改正または廃止は、総会の決議によって行う。

(その他)

第 11 条

この規定に定めのない事項については、定款及び総会の定めるところによる。

附則

この規定は、令和 7 年 7 月 23 日より施行する。